

令和8年度企業誘致に係るPR及びウェブサイト保守運営業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県（以下「県」という。）は、県外から優れた企業の誘致を促進するため、「ビジネスを展開するなら広島県」と認知されるよう、本県のビジネス環境や生活環境、各種施策や既進出企業の事例等を各種メディアやイベント及び県が運営する企業誘致ポータルサイト「Hi!HIROSHIMA」（以下「ウェブサイト」という。）等を通じて発信する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

13,715,900円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格

ア 資格確認申請書【様式1】提出期限

令和8年3月5日（木） 午後5時（必着）

イ 添付書類

公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付すること。

- ・ 会社概要説明書【様式2】
- ・ 業務実績説明書【様式3】
- ・ グループ構成書【様式4】、委任状【様式5】（グループ企業体で提案する場合）
- ・ 機密データの保存等に関する申出書【様式6】

また、次の書類について、発行日が広告日から3か月以内のものを申請書に添付すること。

- ・ 広島県の納税証明書（広島県内に事業所等が全くないなど、納税義務がない場合を除く）
- ・ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書

※広島県の令和7～9年物品・委託役務競争入札参加資格を有している場合は、広島県並びに消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書の提出は不要とする。

ウ 費用の負担

申請書及び上記イに定める必要な書類等（以下「申請書等」という。）の作成及び提出に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

エ 申請書等の提出

持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

オ 虚偽の記載

申請書等に虚偽の記載をした者については、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書を無効と

するとともに、指名除外措置を行うことがある。

(2) 公募型プロポーザル説明会

当該公募型プロポーザル説明会を次のとおり実施する。説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出ること。

ア 説明会参加申出期限

令和8年3月3日（火） 午後1時

イ 説明会参加申出場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局県内投資促進課（広島県庁東館3階）

電話（082）513-3377（ダイヤルイン） 電子メール syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

ウ 説明会開催日

令和8年3月4日（水） 午前10時～（約1時間予定）

エ 説明会開催場所

オンライン（参加申出者へは、詳細を別途通知する。）

(3) 業務委託仕様書等に対する質問

ア 仕様書等に対する質問書【様式7】提出期限

令和8年3月9日（月） 午後1時

提出方法は、電子メールによることとし、宛先は上記(2)イとする。件名を「令和8年度企業誘致に係るPR等に係る公募型プロポーザルについての質問」とし、送信後、提出先に電話により着信の確認を行うこと。

イ 上記アに対する回答日等

令和8年3月11日（水）に公募型プロポーザル参加者全員に回答する。回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問のみ回答する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

ウ 費用の負担

質問書の作成及び提出に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

(4) 提案書

ア 提案書提出期限

令和8年3月13日（金） 午後5時（必着）

提出方法は、持参又は郵便等によることとし、データも併せて提出すること。提出部数等については、「提案書作成要領1 企画提案時の提出書類（任意様式）」のとおり。

イ 提案書提出場所

上記(2)イの場所

ウ 提出された提案書の取扱い

(ア) 提出された提案書は、返却しない。

(イ) 提案書は、広島県情報公開条例に基づき公開する場合を除き、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

エ 虚偽の記載

提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(5) 最優秀提案者の決定等

ア 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、令和8年度企業向けに係るPR及びウェブサイト保守運営業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

なお、提案書が仕様書に定める条件を満たさない場合、プレゼンテーションとヒアリングによる審査を実施しない場合がある。

イ 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

(ア) 日 時：令和8年3月16日（月）（時間の詳細等は、別途通知する。）

(イ) 場 所：オンライン（詳細はプロポーザル参加者に対し、別途通知する。）

(ウ) 時 間：1提案者当たりの説明時間は30分程度を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：20分、質疑応答：10分

(エ) 出席者：公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

(オ) 内 容：企画提案者によるプレゼンテーション

(カ) その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

ウ 結果の通知

令和8年3月17日（火）までに、すべての提案書作成者に対し、参加資格確認申請書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

エ 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等

(ア) 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

(イ) 上記(ア)の通知を受けた者は、広島県商工労働局県内投資促進課に対して、その理由説明を求めることができる。

(ウ) 説明を求める場合は、令和8年3月19日（木）までにその旨を記載した書類を提出すること。

(エ) 上記(ウ)に対する回答は、令和8年3月25日（水）までに書面により行う。

(6) 提案書の取り下げについて

ア 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」【様式8】を提出すること。

提案書の提出後契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合も同様とする。

なお、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

イ 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

ウ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(7) その他

ア 支払条件

業務完了後の一括払とする。ただし、県が必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払いすることができる。

イ 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

県は最優秀提案者と提出された提案書を参考に業務内容等について協議を行い、協議が調った場合に、契約

担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が調わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

- (3) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (4) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 契約書（案）
- (3) 仕様書
- (4) 提案書作成要領
- (5) 提案書評価基準
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】
- (7) 会社概要説明書【様式2】
- (8) 業務実績説明書【様式3】
- (9) グループ構成書【様式4】
- (10) 委任状【様式5】
- (11) 機密データの保存等に関する申出書【様式6】
- (12) 仕様書等に対する質問書【様式7】
- (13) 取り下げ願い書【様式8】

【問い合わせ先】

広島県商工労働局県内投資促進課

投資促進担当 道盛

電話 082-513-3377（ダイヤルイン）

電子メール syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp